

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	地域支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加東市は地域支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地域支援事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に秘密保持に関する規定を契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

加東市長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地域支援事業に関する事務
②事務の概要	加東市は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 地域支援事業 【介護予防・日常生活支援総合事業】 ①介護予防・日常生活支援サービス(第1号訪問事業・第1号通所事業・第1号生活支援事業) ②介護予防ケアマネジメント業務 【包括的支援事業】 ①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ④在宅医療・介護連携 ⑤生活支援体制整備 ⑥認知症総合支援事業 【任意事業】 ①介護給付費等適正化業務 ②家族介護支援業務 ③その他の業務(介護保険事業運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活支援) 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。 <特定個人情報の利用について> 加東市は、番号法に従い、特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住基連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。 III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会を実施する。
③システムの名称	1、介護保険システム 2、既存住民基本台帳システム 3、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 4、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)地域支援事業特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条(利用範囲)別表第一の68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に関係情報が含まれる項(93、94の項) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に関係情報が含まれる項(1、56の2、94の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課 課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 健康福祉部 高齢介護課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 健康福祉部 高齢介護課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為のミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人によるチェック体制を整備し、人為的なミスの発生を防ぐ対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	Ⅱ 1	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年6月12日	Ⅱ 2	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 1② 事務の概要 ＜特定個人情報の利用につ	①情報提供ネットワークシステムへの情報提供 および照会は現時点では未定。	①情報提供ネットワークシステムへの情報提供 および照会を実施する。	事後	
令和1年6月28日	I 1③ システムの名称	3、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	3、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	事後	
令和1年6月28日	I 5① 部署	福祉部 高齢介護課	健康福祉部 高齢介護課	事後	
令和1年6月28日	I 5② 所属長の役職名	高齢介護課 課長 藤井 康平	高齢介護課 課長	事後	
令和1年6月28日	I 7 請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地	事後	
令和1年6月28日	I 8 連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		新規	事後	
令和3年9月1日	I 4 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和6年6月1日	Ⅱ 1	平成31年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ 2	平成31年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年8月1日	Ⅳ 8	—	項目の追加	事前	様式変更による追記
令和7年8月1日	Ⅳ 11	—	項目の追加	事前	様式変更による追記